

京 都 大 学 発 明 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 本学の教職員、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員</p> <p>イ 本学の客員教授、外国人研究者等であつて、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</p> <p>ウ <u>その他受入れに際し、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</u></p> <p>エ 本学の学部又は大学院の学生（研究室に配属されている者に限る。）であつて、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意があるものに限る。）</p> <p>(7) 「学生」とは、前号の<u>エ</u>に掲げる者をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特許権等及び特許出願等についての維持等)</p> <p>第18条 産官学連携本部長は、その定める一定期間経過ごとに、第6条又は第11条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許出願等の維持の可否について、発明者である研究者等の意見を聴取したうえ、決定する。</p> <p>2 前項の場合において、発明者の退職、長期出張等により意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が産官学連携本部に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(この規程の準用)</p> <p>第25条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(5) } (同 左)</p> <p>(6) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ウ (同 左)</p> <p>エ <u>その他受入れに際し、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</u></p> <p>(7) 「学生」とは、前号の<u>ウ</u>に掲げる者をいう。</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>(特許権等及び特許出願等についての維持等)</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>2 発明者の退職、長期出張等により前項の規定に基づき意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が産官学連携本部に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。</p> <p>(この規程の準用)</p> <p>第25条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他</p> |

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|-------------|--|--|---|------|--|--|-------------|-------|---|
| <p>の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ（論文・著書・報告書を除く。以下同じ。）の著作物の著作権については、第2条第1号から第5号まで及び第8号、第3条第2項及び第4項並びに第21条の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、「発明等」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「特許権等及び特許等を受ける権利」とあり、「特許権等又は特許等を受ける権利」とあり、及び「特許権等若しくは特許等を受ける権利」とあるのは「著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）」と、「職務発明等」とあるのは「研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「発明者」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | <p>の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ（論文・著書・報告書及び<u>京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程（令和2年達示第45号）</u>に定める臨床研究等データに該当するものを除く。以下同じ。）の著作物の著作権については、第2条第1号から第5号まで及び第8号、第3条第2項及び第4項並びに第21条の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。</p> <p>2 (同左)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第22条 第1項</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"><u>1,000万円を超える額については、発明者、部局及び大学に各3分の1ずつ配分する。</u></td> <td style="width: 65%; vertical-align: top;">著作者から申入れがある場合には、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、著作者と部局に配分することができる。</td> </tr> </tbody> </table> | (略) | | | 第22条 第1項 | <u>1,000万円を超える額については、発明者、部局及び大学に各3分の1ずつ配分する。</u> | 著作者から申入れがある場合には、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、著作者と部局に配分することができる。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(同左)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第22条 第1項</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">配分する。</td> <td style="width: 65%; vertical-align: top;">配分する。ただし、<u>データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）</u>から申入れがある場合には、<u>1,000万円を超える額について、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、データベース、プ</u></td> </tr> </tbody> </table> | (同左) | | | 第22条 第1項 | 配分する。 | 配分する。ただし、 <u>データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）</u> から申入れがある場合には、 <u>1,000万円を超える額について、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、データベース、プ</u> |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 第22条 第1項 | <u>1,000万円を超える額については、発明者、部局及び大学に各3分の1ずつ配分する。</u> | 著作者から申入れがある場合には、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、著作者と部局に配分することができる。 | | | | | | | | | | | |
| (同左) | | | | | | | | | | | | | |
| 第22条 第1項 | 配分する。 | 配分する。ただし、 <u>データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）</u> から申入れがある場合には、 <u>1,000万円を超える額について、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、データベース、プ</u> | | | | | | | | | | | |

| 改正前 | 改正後 | |
|---------------------------------------|-----|---|
| (後 略) | | <p><u>プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあつては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）と部局に配分することができる。</u></p> |
| <p>附 則 この規程は、令和2年7月28日から施行する。</p> | | |